

令和3年第4回区議会定例会

議案説明資料

※議案第97号から100号については資料なし

(議案第83号)

杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とこととされたこと等を踏まえ、本年3月、「職員のサービスの宣誓に関する政令」の一部が改正された。

また、国において、地方公共団体が書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むための留意事項が示された。

このことに伴い、宣誓書への押印を要しないこととする等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

新たに職員となった者が任命権者に提出する宣誓書への押印を要しないこと等とする。

(第2条及び別記様式)

<実施の時期>

公布の日

(議案第 8 4 号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、長期優良住宅の普及の促進等を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の一部が改正され、共同住宅に係る長期優良住宅建築等計画について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されるほか、長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者は、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認を求めることができることとされ、登録住宅性能評価機関は、確認の結果を記載した確認書等を交付すること等とされた。

このことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書等を添えて長期優良住宅建築等計画認定申請がされた場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定めること等とする。(別表第 1 の 1 2 3 の 2 の項及び 1 2 3 の 3 の項)
- 2 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料等を 1 件につき 2, 3 0 0 円とする。(別表第 1 の 1 2 3 の 4 の項から 1 2 3 の 5 の項まで)

<実施の時期等>

- 1 令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)

(議案第 85 号)

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等について、厚生労働省令等で定める基準を参酌すること等により、条例で定めているところである。

このたび、基準省令等の一部が改正され、これらの基準において、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができること等とされた。

このことに伴い、基準省令等と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 3 件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第 1 条による杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。(改正後の第 5 2 条)

2 第 2 条による杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

前記 1 と同様の改正を行うほか、書面等の交付について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、保護者の承諾を得て、電磁的方法により行うことができること等とする。(改正後の第 5 3 条)

3 第 3 条による杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正

前記 1 と同様の改正を行うほか、書面等の交付又は提示について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、相手方の承諾を得て、電磁的方法により行うことができること等とする。(第 4 条)

<実施の時期>

公布の日

(議案第 86 号)

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、児童館の機能等の継承・発展を図る取組を段階的に進めるとともに、小学校等に機能を移転・継承した後の児童館施設を有効に活用するよう取り組んでいるところである。

このたび、杉並区立西荻北児童館について、その機能を杉並区立桃井第三小学校等の施設に移転・継承することとした。

このことに伴い、西荻北児童館を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

西荻北児童館に係る規定を削除する。(別表 2)

<実施の時期等>

- 1 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第 2 項)
西荻北児童館の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第 2)

(議案第 87 号)

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、児童館施設を再編し、子育て支援に関する事業を総合的かつ一体的に行う「子ども・子育てプラザ」の整備を進めているところである。

このたび、杉並区立善福寺児童館を改修し、子ども・子育てプラザを設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立子ども・子育てプラザ善福寺
位置	杉並区善福寺一丁目18番9号
敷地面積	749.02㎡
建築面積	374.50㎡
延床面積	661.50㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て
施設内容	ベビールーム、キッズルーム、一時預かり託児室等

<改正の概要>

子ども・子育てプラザ善福寺の設置に伴い、その名称及び位置を定める。
(別表)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日(令和4年9月を予定)から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)
- 3 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部改正(附則第3項)
善福寺児童館に係る規定を削除する。(別表2)
- 4 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第4項)
善福寺児童館の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第2)

(議案第88号)

杉並区地域公共交通活性化協議会条例

<制定の趣旨>

このたび、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「法」という。)の一部が改正され、地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めること等とされたこと等から、地域公共交通計画に関する重要な事項及び地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様、運賃等に関する事項等について必要な協議を行うため、区長の附属機関を設置することとした。

このことに伴い、杉並区地域公共交通活性化協議会を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 設置(第1条)

法第6条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 所掌事項(第2条)

協議会は、地域公共交通計画に関する重要な事項等について、区長の諮問に応じ、答申するほか、区長に意見を述べることができる。

3 組織(第3条)

(1) 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員39人以内をもって組織する。

ア 学識経験者 2人以内

イ 公共交通事業者等の関係者 15人以内

ウ 関係行政機関の職員 8人以内

エ 区民 5人以内

オ 区の職員 5人以内

カ その他区長が適当と認める者 4人以内

(2) 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げないこと等とする。

4 会長及び副会長、会議、部会並びに委員以外の者の出席等について定める。(第4条から第7条まで)

5 委任(第8条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第2項)
協議会の会長等の報酬の額を定める。(別表)

(議案第89号)

杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築建築工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南四丁目3番3号 渡辺・佐藤・興信・松木 建設共同企業体 代表者 渡辺建設 株式会社 代表取締役 渡辺 健司
契約の金額	2,992,000,000円
契約の目的	老朽化校舎の更新及び放課後を含めた地域の子どものための教育環境や健全育成環境の向上などのため、杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設を改築する。
工事概要	<ul style="list-style-type: none">敷地面積 : 10,928.04 m²構造 : 鉄筋コンクリート造(一部 鉄骨造)階数 : 地下1階・地上4階規模 : 建築面積 3395.23 m² 延床面積 8859.99 m² 主な諸室 <ul style="list-style-type: none">地下1階 : 給食室、学校支援本部、PTA室、音楽室、災害備蓄倉庫、学童クラブ関連諸室等地上1階 : 職員室、校長室、主事室、事務室、教育相談室、家庭科室、図工室、理科室、アリーナ、防災倉庫等地上2階 : 普通教室、多目的室、図書室等地上3階 : 普通教室、多目的室、特別支援教室棟等地上4階 : 屋外プール関連諸室等
工事期間	契約締結の翌日から令和5年11月22日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年10月12日
入札参加者数	自主結成された4社を構成員とする建設共同企業体3者

(議案第90号)

杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築電気設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築電気設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区阿佐谷北六丁目29番10号 協信・杉本 建設共同企業体 代表者 協信電業 株式会社 代表取締役 大澤 敏雄
契約の金額	327,800,000円
工事概要	(1) 受変電設備工事 (2) 防災用発電設備工事 (3) 太陽光発電設備工事 (4) 幹線動力設備工事 (5) 雷保護設備工事 (6) 電灯・コンセント設備工事 (7) 構内交換設備工事 (8) 構内情報通信網設備工事 (9) 放送設備工事 (10) テレビ共同受信設備工事 (11) 防犯設備工事 (12) 舞台照明設備工事 (13) 誘導支援設備工事 (14) 情報表示設備工事 (15) 自動火災報知設備工事 (16) 防災無線設備用配管工事 (17) 機械警備用配管工事
工事期間	契約締結の翌日から令和5年11月22日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年10月26日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体5者

(議案第91号)

杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南五丁目6番9号 吉田・ユードイ 建設共同企業体 代表者 吉田設備工業 株式会社 代表取締役 安澤 勝志
契約の金額	278,300,000円
工事概要	1. 衛生器具設備工事 2. 給水設備工事 3. 排水設備工事 4. 給湯設備工事 5. 消火設備工事 6. 都市ガス設備工事 7. プールろ過設備工事 8. 雨水処理設備工事 9. グラント散水設備工事 10. 自動制御設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和5年11月22日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年10月12日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体3者

(議案第92号)

杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築空気調和設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設改築空気調和設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区桃井一丁目1番20号 峯尾・セントラル 建設共同企業体 代表者 峯尾機工 株式会社 代表取締役 峯尾 章
契約の金額	352,000,000円
工事概要	1. 空調設備工事 2. 換気設備工事 3. 自動制御設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和5年11月22日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年10月26日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体4者

(議案第93号)

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について

<委託の趣旨>

杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員の教育管理職（副校長）への任用審査について、県費負担教育職員との任用基準の均衡を図るため、東京都に対し任用審査に係る事務を委託することとした。

このことについて、区及び東京都の間において協議するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を経る必要があることから、この議案を提出する。

<委託の概要>

1 委託内容

教育管理職（副校長）の任用審査に係る実施要綱の作成、審査事務、適否の判定等に係る事務の管理及び執行を東京都に委託する。

2 経費の負担

委託事務の管理及び執行に要する経費は、原則として区の負担とし、経費の額及び交付の時期は、区と東京都が協議して定める。

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(議案第94号)

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について

<変更の趣旨>

生活保護法に基づく保護施設の設置及び管理については、特別区間の公平かつ効率的な施設利用を行うため、特別区人事・厚生事務組合において、共同で事務を処理している。

現在は、特別区内に救護施設※₁がないことから、日常生活を営むことが困難な要保護者を更生施設※₂に入所させ、必要な支援を行っているが、要保護者の多様化する生活課題や重度化する障害・傷病に、より適切に対応するため、更生施設を順次救護施設に転換する。

このことに伴い、救護施設の設置及び管理に係る事務を、同一部事務組合において、共同で処理する必要があるため、この議案を提出する。

- ※1 身体上又は精神上の著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設

- ※2 身体上又は精神上の理由により、生活指導を必要とする要保護者で、近い将来に社会復帰ができる見込みのある方を入所させて保護を行う施設

<変更の概要>

組合の共同処理事務として設置する施設種別を定めている規約第3条第8号に「救護施設」を新たに付け加える。

<実施の時期>

令和4年4月1日から施行する。

(議案第95・96号)

令和3年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業など、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

1. 議案第95号 令和3年度杉並区一般会計補正予算(第10号)

【概要】

補正事業12事業 1,857,238千円

【新型コロナウイルス感染症対策(3事業 1,548,185千円)】

- 予防接種 1,513,883千円
- 感染症予防・発生時対策 19,182千円
- 保健所等施設の維持管理 15,120千円

【その他(9事業 309,053千円)】

- 障害者手当等支給 67,303千円
- 障害者グループホーム等の整備 4,078千円
- 子どもショートステイ 3,849千円
- 児童手当支給 13,090千円
- 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成 131,218千円
- (仮称)子ども・子育てプラザ善福寺の整備 61,400千円
- 阿佐谷児童館の移転整備 20,600千円
- 新たな地域交通の整備 123千円
- 狭あい道路拡幅整備 7,392千円

【歳入予算】

- 国庫支出金 474,182千円
- 都支出金 508千円
- 繰入金 1,382,548千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事項	期間	限度額
1	指定管理者制度による上高井戸保育園の管理運営	令和5年度まで	374,000千円
2	指定管理者制度による高井戸保育園の管理運営	令和6年度まで	713,000千円
3	指定管理者制度による堀ノ内東保育園の管理運営	令和6年度まで	649,000千円
4	(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺の整備	令和4年度まで	93,000千円
5	阿佐谷児童館の移転整備(解体工事)	令和4年度まで	31,000千円
6	予防接種(ワクチン接種等委託)	令和4年度まで	2,056,000千円
7	多心型まちづくりの推進(浜田山駅南口整備事業)	令和4年度まで	39,000千円
8	道路の路面改良	令和4年度まで	149,000千円
9	狭あい道路拡幅整備	令和4年度まで	30,000千円

2. 議案第96号 令和3年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算(第3号)

【概要】

補正事業1事業 3,200千円

【歳出予算】

- 傷病手当金の支給 3,200千円

【歳入予算】

- 都支出金 3,200千円